

## 認定心理士の会運営委員会規程

- 1 公益社団法人日本心理学会定款第4条(7), 第57条, 及び委員会規程に基づく認定心理士の会運営委員会(以下, 委員会という。)は, 本規程の定めるところによる。
- 2 委員会は, 認定心理士の会の運営及びその他の関連業務を行う。
- 3 委員会は, 若干名で組織する。
  - 2 委員は, 正会員の中から常務理事会が推薦し, 理事長が委嘱する。
  - 3 委員の任期は1期2年とし2期を原則とする。
  - 4 委員長は, 理事または代議員の中から常務理事会が推薦し, 理事長が委嘱する。
  - 5 委員長の任期は, 理事または代議員の在任期間とする。
  - 6 委員長指名による副委員長を置き, 委員長を補佐する。
  - 7 委員長に事故があるときは, あらかじめ委員長が指名する委員が, その職務を代行する。
- 4 本規程の改正は, 理事会の承認を得るものとする。

### 附則

- 1 本規程は, 2017年9月19日より施行する。